



被保険者の死亡に基因して支払われる
生命保険金の課税関係

第 18 回 2007 年（平成 19 年）11 月 16 日

発表 小山 隆洋

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<http://www.mjs.co.jp/seminar/kenkyukai/>

被保険者の死亡に基因して支払われる生命保険金の課税関係

[平成17年2月22日裁決、裁決事例集No. 69 (59頁)]

[長崎地裁平成18年11月7日判決・平成17年(行ウ)第6号・Z888-1185]

[福岡高裁平成19年10月25日判決・平成18年(行コ)第38号・Z888-1293]

小 山 隆 洋

I. はじめに

本件事案は、生命保険契約の年金払い特約に基づく保険金の分割払い金(「年金」)について、相続税と所得税の両方が課税されることは二重課税に当たるとはならないかということ問うものである。この点については、昭和38年12月6日付税制調査会答申(注1)、「家族収入保険の保険金に対する課税について」(昭和43年3月官審(所)2、官審(資)9)(注2)等において議論や説明が行われてきたところである。

その結果、この問題については、これまで次のような説明が行われてきており、本件事案における課税庁側の主張もこれと同様である。

「保険年金契約に基づいて支払を受ける年金のうち、被保険者の死亡に基因して支払われる死亡保険金については、通常の場合は、将来年金を受給する権利を相続によって取得したものとみなされて、その権利評価額が相続税の課税の対象となり、その後相続人が毎年年金の支払を受ける際に雑所得として所得税が課税されることになっている。つまり、死亡保険金については相続税のみが課されるが、死亡保険年金については、相続税と所得税とが課されることになる(注3)。」

なお、個人の死亡保険金又は満期保険金の年金払特約に関する税務処理については、昭和62年12月まで、取扱いは明らかではなかったが、損保業界が昭和62年に「保険金又は満期返れい金等の分割払に関する特約」の認可を得て取り扱いを開始したことに伴い、国税庁にその税務処理を照会したのがキッカケで、「年金払特約の所得税法、相続税法上の取り扱い」(昭62事務連絡)(別紙1参照)が公表され、現在もその取扱いが生きている。

そして、法人については、平成15年12月に取扱いが明らかにされている。

II. 事案の概要

1. 事実関係

- (1) X(原告)の夫Aは、平成8年8月1日、Aを契約者兼被保険者、妻のXを受取人とする年金払生活保障特約付終身保険契約を締結し、その保険料を支払ってきた。この保険契約には、被保険者が死亡した場合、受取人は、年額230万円の年金を10年間受け取ることができること、また、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価を一時金として受け取れるとする生活保障特約(年金払生活保障特約条項)が付されていた。

- (2) Aが平成14年10月28日死亡したので、Xは、平成14年11月6日、生命保険会社に対し、死亡保険金及び年金の請求を行い、同月8日、死亡保険金4000万円、年金230万円及び配当金2万0649円の合計4232万0649円から、契約貸付金19万5000円、同貸付金利息2104円及び源泉徴収税22万0800円を差し引いた4190万2745円の支払を受けた。
- (3) Xは、平成14年分の確定申告において、上記年金額を所得として申告しなかった。これに対して、Y税務署長が、年金額から必要経費相当額を控除した金額を雑所得と認定する増額更正を行なったことから、Xはその取消を求めて本件訴訟を提起した。
- (4) また、Xは、平成15年8月27日、Yに対し、Aを被相続人とする相続税の申告書を提出しているが、その申告書では、A死亡後、10年分の年金受給額総額に一定率（定期金に関する権利として相続税法24条1項1号に基づき年金総額の100分の60を相続財産の額とした）を乗じた額を相続財産に含めて申告を行っている。

2. 争点

本件の争点は、次の3点である。

- (1) 本件の年金が、相続税法3条1項1号のみなし相続財産に当たるか否か
- (2) 本件の年金は、所得税法9条1項15号により非課税とされるか否か
- (3) 本件の年金が、所得税法35条1項にいう雑所得に当たるか否か

3. 長崎地裁判決要旨

- (1) 本件年金受給権は、Aを契約者兼被保険者とし、Xを保険金受取人とする生命保険契約に基づくものであり、その保険料は保険事故が発生するまでAが払い込んだものであるから、年金の形で受け取る権利であるとしても、実質的にみてXが相続によって取得したのと同視すべき関係にあり、相続税法3条1項1号に規定する「保険金」に当たると解するのが相当である。
- (2) 相続税法3条1項によって相続財産とみなされて相続税を課税された財産につき、これと実質的、経済的にみれば同一のものと評価される所得について、その所得が法的にはみなし相続財産とは異なる権利ないし利益と評価できるときでも、その所得に所得税を課税することは、所得税法9条1項15号によって許されないものと解するのが相当である。
- (3) 他方、本件年金は、本件年金受給権に基づいて保険事故が発生した日から10年間毎年の応答日に発生する支分権に基づいて原告が保険会社から受け取った最初の現金である。上記支分権は、本件年金受給権の部分的な行使権であり、利息のような元本の果実、あるいは資産処分による資本利得ないし投資に対する値上がり益等のように、その利益の受領によって元本や資産ないし投資等の基本的な権利・資産自体が直接影響を受けることがないものとは異なり、これが行使されることによって基本的な権利である本件年金受給権が徐々に消滅していく関係にあるものである。
そして、上記のように、相続税法による年金受給権の評価は、将来にわたって受け取る各年金の当該取得時における経済的な利益を現価（正確にはその近似値）に引き

直したものであるから、これに対して相続税を課税した上、更に個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に関して二重に課税するものであることは明らかであって、所得税法9条1項15号の趣旨により許されないものといわなければならない。

- (4) 本件年金は、支分権という、本件年金受給権（基本権）と法的には異なる権利に基づいて取得した現金であるとはいえる。

4. 福岡高裁判決要旨

- (1) 相続税法3条1項柱書の趣旨は、被相続人が自己を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人と指定して締結した生命保険契約に基づく死亡保険金請求権は、その保険金受取人が自ら固有の権利として取得するものであり、被相続人の相続財産に属するものではないが、相続財産と実質を同じくするものであり、被相続人の死亡を基因として生ずるため、公平の見地から、これを相続財産とみなして相続税の対象としたものと解される。

所得税法9条1項15号の趣旨は、相続、遺贈又は個人からの贈与により財産を取得した場合には、相続税法の規定により相続税又は贈与税が課されることになるので、二重課税が生じることを排除するため、所得税を課さないこととしたものと解される。

所得税法9条1項15号の規定における相続により取得したものとみなされるものとは相続税法3条1項の規定により相続したものとみなされる財産を意味することは明らかであるが、相続ないし相続により取得したものとみなされる財産に基づいて、被相続人の死亡後に相続人に実現する所得に対する課税を許さないとの趣旨を含むものと解することはできない。

被相続人が自己を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人と指定して締結した生命保険契約において、被相続人の死亡により保険金受取人が取得するものは、保険金という金銭そのものではなく、保険金請求権という権利であるから、相続税法3条1項1号にいう「保険金」は保険金請求権を意味するものと解される。

そうすると、相続税法3条1項1号及び所得税法9条1項15号により、相続税の課税対象となり、所得税の課税対象とならない財産は、保険金請求権という権利ということになる。

- (2) 本件年金受給権は、Aを契約者及び被保険者とし、Xを保険金受取人とする生命保険契約に基づくものであり、その保険料は保険事故が発生するまでAが払い込んだものであって、年金の形で受け取る権利であるが、Aの相続財産と実質を同じくし、Aの死亡を基因として生じたものであるから、相続税法3条1項1号に規定する「保険金」に該当すると解される。

そうすると、Xは、Aの死亡により、本件年金受給権を取得したのであるから、その取得は相続税の課税対象となる。

しかし、本件年金は、10年間、保険事故発生日の応当日に本件年金受給権に基づい

て発生する支分権に基づいて、被控訴人が受け取った最初の現金であるから、本件年金は、年金受給権とは法的に異なるものであり、乙の死亡後に支分権に基づいて発生したものであるから、相続税法3条1項1号に規定する「保険金」に該当せず、所得税法9条1項15号所定の非課税所得に該当しないと解される。したがって、本件年金に係る所得は所得税の対象となる。

- (3) 所得税法207条等が、所得税を源泉徴収することを予定していること、所得税法9条1項3号ロが別途定められていることから、所得税法は、生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金について、所得税の課税を予定しているものということができる。
- (4) 現行所得税法は、税制調査会の昭和38年12月6日付け「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」を踏まえて立法された法律であるところ、同答申は、当時の税制について、被相続人が掛金を負担した年金契約に基づく年金受給権は、相続財産として時価により評価し、相続税の課税が行われ、さらに相続人がその年金受給権に基づき支払を受けるときは、その年金から被相続人が負担した掛金を控除した残額に対して所得税が課税されることになっていることについて、所得税と相続税とは別個の体系の税目であることから、両者間の二重課税の問題は理論的にはないものと考えたとしていた。

相続税法3条1項1号の立法に際しても、同号所定のみなし相続財産である年金受給権に基づいて毎年支給される年金が所得税の課税対象となることが予定されていたのである。

そうすると、所得税法9条1項15号、相続税法3条1項1号の立法当時、生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金について、所得税の課税が予定されていたということが出来る。

- (5) 本件年金受給権の取得と個々の年金の取得とは、別個の側面がある。まず、後者についてみると、Xは、本件保険契約において、将来の特約年金（年金）を受け取るものであるが、これは、Xが自ら年金契約等の定期金給付契約を締結して自ら掛金を負担し、年毎に年金等の定期金を受け取る場合と異なるのではなく、いずれについても所得があるのである。そうすると、両者を区別することはできず、これらの所得は所得税の対象となる。そして、前者についてみると、Xは、本件保険契約において、自ら保険料を支払ったものではないのに、乙の死亡により、本件年金受給権を取得したのであるから、これは、前者とは別個に、相続税の対象となる。このように考えると、本件年金受給権の取得に相続税を課し、個々の年金の取得に所得税を課することを、二重に課税するものということとはできない。
- (6) 本件年金に係る所得は、その性質及び源泉に照らすと、所得税法35条1項の雑所得に該当する。

Ⅲ. 本件事案の検討

1. 相続税法3条1項1号にいう「保険金」とは何をいうか

相続税法3条1項柱書の趣旨及び所得税法9条1項5号の趣旨は、福岡高裁の判示したとおりである。

課税庁は、本件控訴審においても、「相続税法3条1項1号に規定する『保険金』とは、正確には保険契約等に基づく死亡保険金等の受給権を意味するものであり、現実に受領する金銭を意味するものではない」と主張した。

しかし、相続税法3条1項1号には、この条項の対象となるみなし相続財産が「保険契約等に基づく死亡保険金等の受給権」である旨の記載は一切行われておらず、単に「保険金」と記載されるのみである。

「保険金」を国語辞書で調べると、「保険事故の発生により、保険会社から損害保険では被保険者に、生命保険では保険金受取人に現実に支払われる金銭である」（大辞林第二版・三省堂）との記載はあるが、「死亡保険金等の受給権」といった権利を表す用語としての解釈は示されていない。

また、相続税法の基本通達3-7は、「法3条1項1号にいう相続又は遺贈により取得したものとみなされる生命保険金とは、被保険者の死亡を保険事故として支払われるいわゆる死亡保険金に限られ」と、具体的な死亡保険金そのものであることを明らかにしている。

また、基本通達3-6は、「法第3条1項1号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる保険金には、一時金により支払を受けるもののほか、年金の方法により支払を受けるものも含まれるのであるから留意する。」としている。すなわち、この通達は、死亡保険金の年金払い金も、保険金受取人が自己固有の権利として原始的に取得する死亡保険金であることを明らかにしている。

さらに、相続税法12条1項（相続税の非課税財産）に規定する保険金（相続人の取得した法3条1項1号に掲げる保険金）とは、「被相続人の死亡により相続人が受け取った保険金」とする裁決事例もある（平14.09.05.東裁(諸)平14-37）。

相続税法3条1項1号の「保険金を取得した場合」とは、保険事故の発生により保険金受取人が保険契約に基づき保険金請求権を取得した場合をいうものと解されている（注4）が、上記の通達の取扱い等から解るように、相続税法3条1項1号の「保険金」とは、保険金受取人が金銭によって現実に支払を受けた「死亡保険金」と金銭による支払を未だ受けてはいない「死亡保険金」を意味し、それが一括して支払われるか、分割して支払われるかを問わないものと考えられる。分割払いによるものは、支払が約定されており、保険金受取人に現実に保険金を受領したと同様の経済的利益が生じていると考えられる。

仮に、相続税法3条1項1号の「保険金」を課税庁が主張するように「受給権」と解釈した場合でも、その財産的価値は、受給権という債権が将来現金化することにほかならず、債権が現金化することは権利の性質が変わるだけのことであるから、所得税法9条1項15号を適用するまでもなく、本件年金は、所得の発生に当たらない。

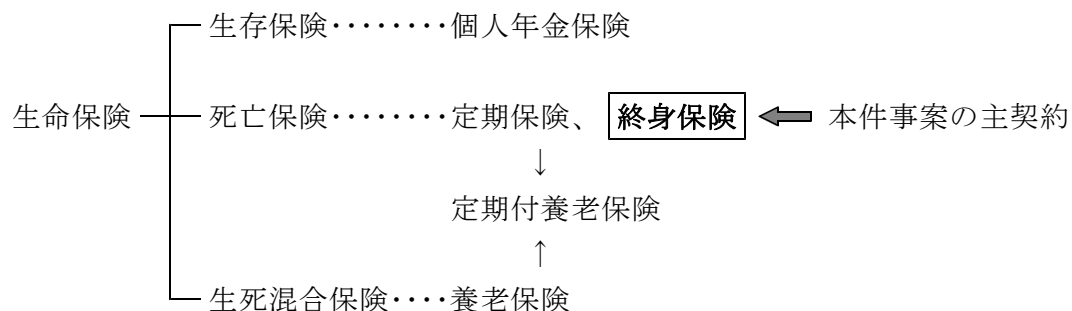
所得税法9条1項15号は、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法（昭和25年法律第73号）の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）」については所得税を課さない旨規定しており、相続税法3条1項は、同項各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる者が、当該各号に掲げる財産を相続又は遺贈により取得したものとみなす旨規定している。したがって、所得税

法9条1項15号の括弧書きにおいて規定された「相続（中略）により取得したものとみなされるもの」が、相続税法3条1項の規定により相続により取得したとみなされる財産（みなし相続財産）を指していることは明らかである。したがって、一時金で受け取る死亡保険金及び分割払いで受け取る死亡保険金の保険金請求権は、みなし相続財産に該当し、所得税法9条1項15号により所得税を課されないことになる。

2. 年金払特約による保険金支払は生命保険契約上どのように解するべきか

生命保険契約とは、当事者の一方（保険者＝保険会社）が相手方または第三者（被保険者）の生死や高度障害（保険事故）に関し一定の金額（保険金額）を支払い、相手方（保険契約者）がこれに報酬（保険料）を支払うことを約束する契約である（商法673）。

生命保険契約は、保険事故を基準とした場合は、①満期時に被保険者が生存している場合に保険金がもらえる生存保険、②一定の期間内に被保険者が死亡した場合に保険金がもらえる死亡保険、③この2つの組み合わせとなっている生死混合保険の3つに分類されるが、保険金額の支払方法を基準とした場合には、①保険事故発生時に保険金の全額を一時に支払う資金保険と②保険金を毎年分割して支払う年金保険の2つに分類することができる。たとえば、個人年金保険は、生存保険の満期保険金を年金払い（分割払い）にしたものであり（注5）、年金保険契約や「年金」という特別な法形式の契約や支払い方法が存在しているわけではない（注6）。



本件においては、主契約（終身保険契約）に対する特約として「年金払特約」を付加しているが、年金払特約の仕組みは、保険期間10年、20年などの年満期と、55歳、60歳など歳満期がある定期保険について、被保険者が死亡したときに受け取る死亡保険金を原資として、例えば毎年100万円を10年間とか20年間、毎年支払うとするものである。

つまり、通常一時金で受け取る保険金を分割してして支払うことにより、保険金受取人に対して、年金の受取と同様の効果（「年金」ではない！）を実現しようとするものである（本件事案のD生命保険会社の年金払特約の概要については「資料1」に添付している。）（注7）。

年金払特約は、このように死亡保険金又は生存満期保険金を分割支払いするものであるため、この保障として、年金受取人の生死にかかわらず、一定期間必ず年金を受け取れる確定年金とするのが基本である。このため、年金受取人が死亡した場合でも年金受取期間中であれば、年金受取人の遺族にその年金が受け継がれる仕組みとなっている（注8）。

以上の生命保険契約の内容検討から解るように、年金払特約に基づく保険金の支払は、被保険者が死亡したときに受け取る死亡保険金を保険金受取人に分割して支払うことによ

り、年金と同様の効果を実現するものである。また、新たな給付としてではなく、保険金額を分割して支払うものであるため、資料1に見られるように、年金支払期間中に未支払の保険金について現価で受け取ることも可能である。これら2点において、年金払特約の年金は公的年金等における年金とは著しく異なっている。

なお、保険用語では、「保険金を毎月年金として受け取る」というように「一括払いではない分割払い金」のことを「年金」という用語をもって表現するが、この場合の年金は、育英年金付きこども保険があるように、必ずしも「老後に受け取るもの」ではなく、単なる保険金の分割払い金の意味にすぎなくなる。年金払特約の年金の意味は、まさにこのようなものであると解すべきである。

3. 本件支払金は年金なのか

年金は、その運営管理を誰が実施しているかによって、①公的年金、②企業年金、③私的年金の3つに分けられる。法律により国が管理運営しているもの（国民年金、厚生年金など社会保障制度に基づく年金や恩給）を「公的年金」、会社がその社員の福利厚生として、民間の生命保険会社などに運営を委託しているもの（厚生年金基金、税制適格退職年金（注9）、確定拠出年金、確定給付企業年金、中小企業退職金共済制度）を「企業年金」といい、これら2つを合わせたものを、「公的年金等」（注10）という。また、「私的年金」とは、生命保険契約に基づく年金や郵便年金により支払いを受ける年金をいう。

年金の区分		年金の種類
公的年金	国が社会保障の給付として行うもの (憲法25条が根拠となっている)	国民年金・厚生年金保険・共済年金
企業年金	企業が従業員の定年退職後の生活を 図るもの	厚生年金基金・税制適格退職年金・ 確定拠出年金(401K)
私的年金	個人が自分の責任と計画に基づき老 後の所得保障の準備をするもの	大きく分けて保険型タイプと貯蓄型 タイプに分かれ、さらに有期年金、 終身年金、確定年金等いろんなタイ プの年金がある

国語の辞書によれば、年金とは、「毎年一定の金額を定期的に給付する制度の下で、支払われる金銭。老齢・退職・疾病・死亡などによる所得喪失に対する保障の目的をもつ」（大辞林 第二版・三省堂）ものと定義されるが、公的年金等においては、「年金」とは、加入者が、一定の制度のもとで、一定期間、一定額の保険料を納め、年金をもらえる資格を取得し、その加入者が、制度の運営主体に給付請求することにより支払われる毎年一定額の金銭のことを意味する。

これに対して私的年金の場合の「年金」とは、生命保険会社等に個人が自分でお金を積み立てておき、契約時に決めておいた年齢になった時(運用期間終了時)から、それまでに貯めたお金(運用益等を含む生存満期保険金)を分割して一定期間あるいは生涯にわたり受け取る場合の毎年の一定額のお金を意味する。

同じ「年金」という用語ではあるが、私的年金の場合には、公的年金等のような年金制度そのものが存在しておらず、また制度から毎年新たな給付が生み出されるという構造にもなっておらず、さらに国民年金や厚生年金等の基本にある「世代間扶養」の考え方は適用の余地すらない。個人年金の場合は、自分が貯め込んだお金の運用益を含めた投資額の分割回収金を意味しているにすぎない。さらに、先に検討したように、年金払特約の場合の年金は、死亡保険金の単なる分割払い金にすぎず、それぞれにおいて、「年金」という用語の意味するところは大きく異なっている。

税務上、年金の定義については、次の2つが認められる。一つは、国税庁のホームページに掲載されている質疑応答事例（所得税）「総額が確定した損害賠償金を分割して支払う場合の必要経費に算入すべき時期」であるが、次のようになっている。

「年金は支払期日が到来してはじめて具体的に債務が確定すると解される（中略）。

税務上『年金』の定義は設けられていませんが、一般的には終身年金（注11）、扶養料及び地代等と同じ定期金債権の一種で毎年定期的に支給される金銭とされています。また、定期金債権は、ある期間定期的に金銭（又はその他の代替物）の給付を受けることを目的とする債権で、毎期の支分権ではなく基本債権を指しますが、支払総額が確定しているかどうかは問いません。

したがって、年金とは、時の経過により支払義務が生じるもので、1年を超える期間にわたってあらかじめ定められた支払日に金銭が支払われるもの（以下略）」

もう一つは、法人税に関連するものであるが、「法人が契約する個人年金保険に係る法人税の取扱い」（平2.5.30直審4-19）の中で、個人年金保険は、被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険であるが、養老保険とはその仕組みが異なっているとした上で、「年金とは、年金支払開始日に被保険者が生存している場合に支払われる年金をいう。」と定義している。

これらから判断するに、税務上は、

- ①時の経過により支払義務が生じるものであること（定期金債権の一種である）
- ②支払期日が到来してはじめて具体的に債務が確定するものであること
- ③年金支払開始日に被保険者が生存していること

④1年を超える期間にわたってあらかじめ定められた支払日に金銭が支払われることという4つの要件を具備した支払金のことを「年金」としているように思われる。

③は、年金支払開始日における被保険者の生存を要件としている。したがって、税務上の「年金」であるためにはまず生存保険でなければならず、本件事案のような死亡保険及び死亡保険金に関連するものは、税務上の「年金」にはなりえないことになる。

次に、①で「年金」は、時の経過により支払義務が生じるとしている。これは公的年金等の場合には該当するが、個人年金の満期保険金の分割受取りや死亡保険金の分割払を定める年金払特約については「時の経過により支払義務が生ずる」という概念があてはまらない。すなわち、公的年金等は時の経過により新たな給付の支払義務が生じ、支払期日にその債務が確定する。支払期日未到来の年金については具体的な支払額が定まらず、支払総額も確定しない。このため、将来の年金を一括して受け取ることは法律上も許されていない。これに対して、個人年金や年金払特約では、時の経過していない未払年金を一括受領できることが約款その他に定められており（資料1参照。）、その違いは歴然としている。

つまり、保険事故が発生したその時に保険金として支払総額が確定するため、支払期日が到来しない部分については「未支払金」として認識することが可能になり、分割金についても現価での一時支払いが可能になる。

以上の検討においても明らかであるが、死亡保険金の分割支払金である本件支払金は、年金としての要件を具備していない。

4. 「受給権」は本当に存在するのか？

課税庁は、本件控訴審において、「保険金とは、正確には保険契約等に基づく死亡保険金等の受給権を意味するものであり、現実に受領する金銭を意味するものではない」こと、及び「年金受給権は定期金債権である」ことを主張しているので、以下この主張が妥当なものであるかどうかを検討する。

年金受給権についての法律上の定義はないと考えられるが、年金制度においては、すでに年金を受給している者の年金を受ける権利のことを「年金受給権」といい、この権利は、民法896条の但し書きに言う「一身に専属したもの」に該当する。このため、年金受給権は、受給権者が死亡すると消滅し、相続の対象にならない(注12)。また、相続人は、被相続人からこの年金を受ける権利を相続するのではなく、相続人固有の権利として原始的にこれを取得することになる(注13)。

税法上、「年金受給権」あるいは「受給権」という用語がどのような意味を持っているかを確認するために、国税庁のホームページでこれらの用語を検索してみたが、これらの用語を定義しているものはなく、年金受給権を具体的に説明しているのは、タックスアンサーNo. 4123の次の記載のみである。

「夫が保険料負担者で被保険者であり、年金受取人でもある個人年金保険で、夫が年金支払保証期間内に死亡したために、妻が残りの期間について年金を受け取るようになった場合です。

この場合、妻は夫から年金受給権を相続により取得したものとみなされて相続税の対象となります。」

次に、本件事案のような普通保険契約において、保険金請求権以外に「受給権」があるかどうかを検討したが、「受給権」があるとする説は課税庁が主張している以外には見あたらなかった。

ただし、団体年金保険の一種である企業年金保険の領域においては「年金権」があるとする説があり(注14)、その内容は、課税庁が主張する「受給権」と全く同じである。

昭和38年8月に創設された企業年金保険は、生命保険会社が当該企業について企業年金制度を設計し、その保険者となり、従業員に対し退職後の年金、一時金を給付するための保険である。この保険は、企業の代表者が契約者となり、従業員を被保険者とし、従業員またはその遺族が年金受取人となる、加入人員が15名以上、保険料の算出にあたっては予定利率、予定死亡率、予定事業費率のほか子宝脱退率および予定昇給率が使用され個々の企業の実情と希望に沿った財政計画が立てられる、保険金が支払われても通常それによって保険契約が消滅することがないなど、本件事案のような普通保険契約とはかなり内容が異なっている。したがって、企業年金保険の「年金権」が普通保険契約において「受給

権」として存在していると考えすることは困難であると思われる。

企業年金保険と異なり普通保険契約において「受給権」が存在しない理由は、普通保険契約においては、被保険者の死亡は、死亡保険においては保険事故の発生となり、生存保険においては保険目的の欠缺となって、当然に保険契約は消滅し、被保険者の死亡後は、保険金額等の具体的に確定した一定額の金銭の支払関係(保険金支払義務と保険金請求権)のみが保険会社と保険金受取人の間に残るにすぎないからである(注15)。また、普通保険契約においては、年金制度そのものが存在せず、当該年金制度から新たな給付が生み出されるという構造にもなっていないからである。

本件事案においては、主契約である終身保険契約に年金払生活保障特約が付加されているが、被保険者の死亡(保険事故)により保険契約は消滅し、保険者と保険金受取人との間に予め定められていた保険金額の支払関係のみが残る。そして年金払特約により、主契約に基づいて支払われる死亡保険金は「年金払い」、すなわち「分割払い」によって保険金受取人に支払われると考えるべきである。また、上記に指摘するように、この場合の「年金」は、年金制度から新たな給付が生み出され、支払期日に債務が確定するという関係にあるものと考えすることは困難である。

次に、課税庁は、保険金受取人が「保険契約に基づいて定期金に関する権利(年金受給権)を取得した」と主張し、上記質疑応答事例(所得税)においても、年金は、「一般的には終身年金、扶養料及び地代等と同じ定期金債権の一種」であるとする。

注釈民法(5)総則(5)の168条の解説によれば、定期金債権とは、一定の期間が経過するごとに、金銭その他の代替物の給付を受ける請求権を生じさせる債権とされる。しかし、本件事案の生命保険契約においては、保険事故の発生により、保険金請求権という債権関係が一時に発生し、その目的となる保険金の額も同時に確定し、単に弁済方法が年又はこれより短い時期において弁済すべきこととなっているにすぎない。このような債権は、時の経過により逐次新たな給付が発生する定期金債権(例えば、厚生年金保険の給付請求権)とは異なり、分割払債権であるといえる。

平成19年3月7日に開催された法制審議会保険法部会(第6回会議)において、事務局は、「一般的に年金保険と呼ばれているもの(中略)は、被保険者が生存している限り保険事故が反復的に発生し、これにより保険給付が定期的に行われるという特殊性がございます。」「反復的に保険事故が発生して、定期的に給付が行われるといったいわゆる定期金債権」との説明を行っている。すなわち、年金が定期金債権であるためには、毎年新たな給付を生み出す仕組みが必要であり、そのために生存保険金の場合には被保険者が特定の時期に生存していること(保険事故)が必要だとしているのである。これを、本件事案の死亡保険に当てはめると、「毎年被保険者が死亡しなければならない」という不可能な事態が生じる。この意味でも、年金払特約により支払われる死亡保険金の分割金は、定期金債権としての要件を満たしているとは考えられない。

また、課税庁の主張する保険金の「受給権」は、支分権としての年金の支払いにより権利がその分減少する関係にあるが、このように主として元本そのものの分割返済であるものは定期金債権に該当しないとする判決がある(大判昭和10・2・21)。また、一個の債権を分割して支払う債権は定期金の債権とはならないとする判決もある(大判明40.6.13民録13.603)。さらに、死亡保険金を一時払いする場合には一年もかからない短期間に「受

給権」が消滅することになるが、このような短期に消滅する債権は定期金債権にはなりえない。

普通保険契約における保険事故発生時の法的関係を検討した結果及び学說的にも「(年金)受給権」の存在を認識することは困難であり、また当該受給権は、新たな給付を生み出すという要件を満たしていないため定期金債権であるとする 것도困難である。

したがって、長崎地裁及び福岡高裁の年金と年金受給権が存在するとする判示は誤りである。

5. 所得概念に合致しているかの検討

「所得とは何か」ということについて各種の学説があるが、代表的なものとして所得源泉説と純資産増加説とがある。所得源泉説は、勤労、資産、事業のような特定の所得源泉によって規則的、継続的に生じる利得だけが所得であり、相続・贈与・遺贈等による利得、富くじのあたりなどの一時的、偶発的に生じる利得は課税所得に含めないとするもので、制限的所得概念とも呼ばれている。一方、純資産増加説は、利得の発生原因を一切問わず課税期間内に生じた純資産ないし経済力の一切の増加をすべて課税所得とする考え方で、包括的所得概念と呼ばれている。

これら学説によっては現行の所得税法の所得概念を十分に説明することはできず、また所得税法に所得についての定義も存在していないが、わが国の所得税法は、包括的所得概念の立場に立っているとされている。

このため、所得税法上の所得とは、一般に、1年間（1月1日から12月31日まで）に形成された各人の経済力の増加であると定義され、その所得の基因となった行為が適法であるかどうかに関係なく、とばく等の適法でない行為から生じた収入であっても、現に経済的成果が生じている限り所得になるとされている。

また、遺産取得課税方式（注16）の下にあっては、相続税・贈与税は、贈与者から受贈者への財産の無償譲渡についての受贈者（取得者）に対する所得課税であると考えられている。このため、相続税・贈与税は、実質的に所得税であると解されているが、これは、昭和38年12月6日付税制調査会答申「所得税法及び法人税法の整備に関する答申（税制調査会）」が、「相続又は贈与による所得については、純資産増加説の立場からは、これを基本的には所得と観念することとなる」としていることから明らかである。

また、この答申では、「相続については、その特異な原因と、考慮すべき人的諸事情及び財産評価上等の諸問題が多いことにかんがみ、さらに、相続人の財産取得とともに被相続人の遺産総額に着目して担税力を考慮するという要請から、別途に相続税の体系でこれに対処することが合理的と考えられた」から相続税を所得税とは別途の法体系にしたことを明らかにしている。

所得概念を検討する立場から本件事案における課税庁の主張をまとめると、下記のようなになる。ただし、わかりやすくするため、生命保険契約を締結後、被保険者が3回保険料を支払った後に保険事故が発生し、主契約により相続人（保険金受取人）が保険金100を取得し、さらに年金払特約によりその保険金を10年に分割して受け取るケースとしてある。

	被保険者生存中			保険事故	年金払い期間中					残り 価値
	1	2	3		保険金 100	1	2	3	5～9	
被保険者 (保険料負担者)	▲ 3	▲ 3	▲ 3							
相続人 (保険金受取人)				基本権 100	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 10	0
				支分権 100	10	10	10	10	10	

所得を個人が1年間に新たに稼得する経済的な価値と考え、他の事情を捨象して考えた場合、相続人（保険金受取人）が保険事故発生年度に新たに稼得しうる経済的な価値のマックスは、保険金100である。そして、この新たに稼得した経済的な価値100について、所得税と相続税を通じて実質1回の所得税が課せられるのが基本的な考え方であり、所得税法9条1項15号の趣旨である（注17）。

現行税法上の取扱いは、課税庁が主張するように、相続税法において100の経済的価値（受給権＝基本権）と所得税法において100の経済的価値（受給権＝支分権）、合わせて200の経済的価値を認識しており、同一の課税物件に対して、紛れもなく税目を変え、期間を変えて二重に課税していることになる。

もともと、二重課税が存在するからといって、それが当然に違法とされるような法理は存在しておらず、わが国では、同一課税物件について、個人及び法人の所得に対して国税として所得税ないし法人税が、地方税として住民税が二重に課税されているという現実もある。さらに、「いかなる場合に、どの範囲で、どのような方法・手続によって二重課税を排除するのかは、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断にゆだねられている」（最高裁昭和60年3月27日大法廷判決・民集39巻2号247ページ）とする判例も存在している。

課税庁は、平成19年1月11日に提出した控訴理由書12ページにおいて「実際に相続税が課税された財産につき、その取得自体による所得に対して更に所得税を課税することは、確かに、相続税と所得税の二重課税に当たるといえる。」と自認した上で、相続税が課税される割合は4.2%にすぎないから「実質的・経済的」な観点からは二重課税は生じない旨を主張しているが、これは法の趣旨と現実の違いを一つにするものであり、適当ではない。

さらに、現行の税法上の取扱いにおいて問題となることは、基本権は支分権の支払以外にはその経済的な価値を実現することができず、支分権としての年金の受領により基本権としての年金受給権が減少するという関係にあることである。事前に決められていた回数分の年金の支払いが完了すると基本権の価値はゼロになる。また、未支払年金を一時に受け取った場合も、支分権を一時に受け取ったことにより一時所得が課税されるが、その反面において基本権たる年金受給権も同時に消滅する。このような関係にあるものを、別個の経済的価値として認識するのは明らかに不当といえるであろう。

他人のためにする生命保険契約の受取人は、被保険者の死亡時に、原始的に自己固有の権利として保険請求権を取得し、具体的な「金銭債権」を保険会社に対して持つことになるのであるから（注18）、保険投資による収益は、保険金請求権として具体化したときに

一旦所得として実現したと考えるべきである。そして、保険金を一時支払いから分割払いに変更しただけでは純資産の増加は認められないのであるから、年金払いの支払額は、金銭債権の回収と考えるべきである（実際の支払時までの利息や事務費等については別途所得として認識する必要があることは、もちろんである。）

したがって、本件年金支払額は、所得税法35条1項にいう雑所得には該当しないと考えるべきである。

6. 課税の公平からの検討

福岡高裁の判示（課税庁の主張でもあるが）に従えば、一時払の死亡保険金についても相続開始時に受給権が発生し、その後、保険金を取得するのであるから、保険金の取得時において一時所得又は雑所得として所得税を課税しなければならないが、所得税法上そのような取扱いにはなっておらず、このように、単なる保険金の受取方法の違いによって不公平が生じているのは問題である。また、所得税基本通達9-18は、「生命保険契約等に基づく年金の受給資格者が当該年金の受給開始日以前に年金給付の総額に代えて一時金の支払を受けたときは、当該一時金については課税しないものとする」としているが、何故受取方法が替わるだけで雑所得が非課税所得になるのか、その根拠は明らかでない。

この点については、「請求人が主張するところの、同じく相続税が課された相続財産が、何故受取り方の違いにより所得税が非課税になる場合と課税となる場合が生じるのかという点においての疑問である。もともと課税対象となる所得が、受取り方の違いにより所得分類が何所得に該当するかが分かれることはあっても、所得の源泉が同一のものが課税所得になったり非課税所得になったりすることは、租税公平主義に著しく反することとなる」

（注19）とするもの、及び「保険金を一時金として受け取る限り、受取人に対する所得税課税も行われぬことである。つまり、現在の実務では所得課税がまったくない。これは所得課税のあり方として根本的に疑問であり、立法政策論として見直すべきであろう。」

（注20）と、一時金として受け取る保険金にも年金払いと同様所得税を課すべきであるとする説がある。

次に、相続税の申告実務の面から見た場合、たとえば、利息が日歩1銭、期間20年という契約の貸付金1億円を相続した場合、元本1億円に対して一定期に一定率（日歩1銭）の利息を生ずることを目的とする基本的な権利が基本権、実際に時が経過して具体的な数字になった利息の受取額が支分権になるが、金銭債権としての貸付金1億円及び期間経過分の未収利息は相続財産とするが、利息を生じさせる基本権については相続財産とする実務はない。同様に、賃貸住宅を相続した場合の賃料を生じさせる基本権等、年金以外の基本権を相続財産とする実務はない。そうすると、なぜ年金だけが特別なのか、その理由を明らかにする必要があるであろう。

また、最近、マンション管理組合が組合員である区分所有者に対して有する管理費及び特別修繕費に係る債権が民法169条所定の債権（定期金債権）に当たるとされた判例（最判二小平16.04.23）があるが、マンション入居者に相続が生じた場合、管理費や特別修繕費を支払うべき義務を基本権として債務控除することを認めるのであろうか、極めて疑問である。

年金払特約が付されている保険のほとんどは、年金を一括して一時金で受け取ることができる取り扱いとなっている。このため、相続財産の額が少なく相続税がかからない、あるいはほとんどかからない場合は、年金を受け取る前に一括して一時金で受け取ればその一時金が相続税の課税対象となるので、相続税の負担は微々たるものになる。その後、申し出により年金払特約による年金受け取りにすれば、年金の雑所得の必要経費の計算は、その一時金をもとにして行うことになっているので、この場合、雑所得の金額は、当初より年金で受け取った場合に比べると小さくなる。このような課税関係に着目し、保険会社主導での実務も行われているようである。

7. その他の検討事項

福岡高裁の判決は、「所得税法207条等が、所得税を源泉徴収することを予定していること」と、「所得税法9条1項3号ロが別途定められていること」から、所得税法は、生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金について、所得税の課税を予定していると判示する。

しかし、前者については、所得であると誤った認識をしたが故の源泉徴収であり、源泉徴収をするから所得であることが正当化されるものではない。

後者については、「遺族の受ける恩給及び年金（死亡した者の者の勤務に基づいて支給されるものに限る。）」について定めるものであり、同項15号と比較できるものではない。ここにおいても、「年金」という用語の定義の曖昧さが、このような誤った判示を生む原因となっている。

税制調査会の昭和38年12月6日付け「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」が、所得税と相続税とは別個の体系の税目であることから、両者間の二重課税の問題は理論的にはないとしていることは判示のとおりであるが、所得税法9条1項15号、相続税法3条1項1号の立法当時、生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金について、所得税の課税が予定されていたということが出来るかどうかは疑問である。

慶応3年	福沢諭吉が欧米の近代的保険制度をはじめて紹介した。
明治13年	安田善次郎によって共済五百名社(後の安田生命)が組織される。
明治14年7月	日本で最初の保険会社・有限明治生命保険会社が開業。
明治33年7月	保険業法の公布
大正15年10月	簡易保険の一つとして年金保険商品「郵便年金」が販売された。(生存保険)
昭和25年	千代田生命が「団体年金保険」の販売を開始
昭和30年代	千代田生命が満期保険金を一時金でなく年金払いする新しい保険を発売した。(生存保険)
昭和38年	高裁判決で引用される税制調査会答申
昭和54年	各社が個人年金保険の販売を開始
昭和59年	個人年金保険料控除制度の創設

なぜならば、わが国の生命保険の制度の導入状況は上記のようになっており、保険税務に「近年、死亡保険金が年金で支払われる「収入保障保険」「生活保障保険」などが主契約や特約として発売されている。」との記述があるからである。昭和30年代までは、生存保険金の年金払いが存在するのみで、死亡保険金の年金払いが存在していたかどうかを確認できないからである。

このことは、38年の答申においては「生命保険契約、年金保険契約等自分で掛金を負担して支給を受けるいわゆる保険年金」が検討対象となっていることからもうかがえる。

IV. 本件事案の検討結果

本件事案は、二重課税問題がクローズアップされているが、二重課税ではなく、本来所得として課税すべきでないものに誤って課税が行われていることを問題とすべきであると考え。そして、所得税法施行令183条1項、同法第4編第4章第2節の生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収に関する規定等の見直しを行う必要があるのではないかと考える。

本件支払金は、普通保険契約に基づく死亡保険金の「年金」払金であるが、この支払金は、保険契約上は特約たる年金払特約契約に基づく死亡保険金の分割払金である。また、当該支払金は、年金としての要件である被保険者の生存を満たしておらず、年金受給権が存在する余地すらない。さらに、本件年金が年金受給権に基づく支分権であり、定期金債権であるとした場合には、被保険者の死亡を保険事故とする保険については、毎年被保険者が死亡しなければ保険事故が起きず、新たな給付原因を生み出すことは不可能であることは明白である。したがって、定期金債権としての特質にも欠けることになる。

この他、所得という観点から見た場合、課税庁が自認するように所得税と相続税二重課税の状態にあり、保険金の受取条件の違いにより課税所得となったり非課税所得となったりするなど、課税の不公平、不明瞭も生じている。

本件事案の年金払特約による死亡保険金の分割払金は、相続税法3条1項に規定するみなし相続財産に該当する。また、その分割払金は、所得税法9条1項15号に該当するので所得税は課税されるべきではない。ただし、相続人が保険金を取得した後に生ずる所得については、所得税（雑所得）が課税されるべきである。このようにすることにより、現在、個人単位主義、夫婦単位主義、家族単位主義のいずれにも該当しない「保険契約単位主義」（受取人の収入から保険契約者の保険料を控除して所得を計算する）の課税単位が、所得税法の採用している個人単位主義に純化されることにもなる。

本件事案に即して具体的に述べれば、主契約たる終身保険金の保険金（2,000万円）を一時金として受け取り、ただちに本人の年金（期間10年）として払い込んだと同様な経済的効果を認めるべきである。そうすると、2,000万円の一時金は、みなし相続財産として相続税法3条1項の対象となり、一方で、所得税法9条1項15号に該当し、非課税所得となる。ただし、毎年受け取る230万円の年金は、所得税法35条1項により雑所得となるが、この場合の雑所得の金額は、所得税法施行令183条1項により、受け取った年金230万円から本人

が払い込んだ保険料2,000万円の10分の1に相当する200万円を控除した30万円と計算する。すなわち、2,000万円を原資としてその後10年にわたって受け取る年金には、毎年30万円の純資産の増加が認められるので、雑所得として課税を行うことは何ら問題はないと考える。

相続税の課税状況にもよるが、実務においては、このような取扱いがすでに行われている場合もあるようである。また、この点については、生命保険協会から上記のように所得税の課税のあり方を変更すべきであるとの要望書もすでに提出されているようである。

生命保険金の受取に関して、「年金払い」という用語が使用されることにより、均等払いされるものについてはすべて年金としての本質を備えているとの誤解があると考えられる。しかし、これまで述べてきたように、公的年金の年金、企業年金の年金、私的年金の年金には大きな概念上の違いがあることに注意しなければならない。そして、本件事案のように、死亡保険金という一時払い金を基に年金の計算を行っているものは、本来の意味における年金制度と異なるものであるから、年金の取扱いから除外すべきであろう。

(注1) 被相続人が掛金を負担した年金契約に基づく年金受給権は、相続財産として時価により評価し、相続税の課税が行なわれ、さらに相続人がその年金受給権に基づき支払を受けるときは、その年金から被相続人が負担した掛金を控除した残額に対して所得税が課税されることとなっているところから、二重課税の弊をまぬがれないとの意見がある。

これについては、一般に資産を相続した際相続税が課税され、さらに相続人がその資産を譲渡すれば被相続人の取得価額を基として所得税が課税されることと同じ問題であつて、所得税と相続税とは別個の体系の税目であることから、両者間の二重課税の問題は理論的にはないものとする。

(注2) 相続税法第3条第1項第1号の規定により相続財産とみなされる生命保険金には、年金として支払われるものも含まれますが、これは、個々の年金そのものではなく、いわば、年金受給権としてとらえられたものが相続財産とされるものであります。

この年金受給権と、その権利に基づいて受ける個々の年金とは別個のものであり、年金受給権は相続財産として相続税が課税されますが、所得税は非課税とされ、個々の年金そのものは、その受給者の所得として所得税が課税されますが、相続税の課税対象とはなりません。

したがって、お申し越しの場合、年金受給権については相続税法第24条の規定により評価した額がその相続財産の価額として相続税が課税され、一方、第1回の年金および以後の年金についての解約返戻金については、その受取人の所得として所得税が課税されることとなります。

(注3) 河合厚・宮澤克浩・阿瀬薫共編『平成19年度版所得税基本通達逐条解説』77頁(大蔵財務協会)

(注4) 武田昌輔監修『相続税法コンメンタール』765頁

(注5) 日本生命保険生命保険研究会編著『生命保険の法務と実務』46頁(きんざい)

(注6) 平成19年3月7日に開催された法制審議会保険法部会(第6回会議)において、事務局より、「年金保険契約は、被保険者の生存を保険事故とする保険契約、すなわち生存保険契約の一種でございまして、現行商法には年金保険契約といった形の特別の規律というのは設

けられておりません。」との説明がなされている。

(注7) 被保険者が死亡することによって途絶する収入を補填するというニーズに応える保険としては、家族収入保険とか家族保障保険などの商品名で呼ばれる「収入保障保険」が昭和54年の個人年金保険の本格販売前から開発されており、現在では被保険者の死亡後に一定期間わたって収入を保障する商品として定番となっている。

(注8) 生命保険金の分割払いについては、年金払特約以外にも、約款に保険金の分割支払いを選択できる旨を定めるのが通常である。

第〇条（保険金の支払方法の選択）

保険契約者は、保険金の一時支払いに代えて、当会社の定めるところにより、保険金について次のいずれかの支払方法を選択することができます。ただし、保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人がその支払方法を選択することができます。

1. 年金支払い（確定年金・終身年金）
2. すえ置支払

年金払特約と約款に定める分割支払との相違は、たとえば、保険金受取人が2000万円の死亡保険金を20年で分割して受け取るケースの場合であれば、約款に定める分割支払では、結果として年間100万円ずつ20年間に分けて死亡保険金を支払うことになるのであり、保険会社は当初からそれを予想することはできないが、年金払特約では、それが契約時から予測できるという点にある。

(注9) 税制適格退職年金は、平成14年3月31日をもって廃止され、平成14年4月1日以後は、原則として新規の契約ができなくなっている。ただし、既に締結されているものについては、平成24年3月31日まで経過的に存続するとされている。

(注10) 昭和62年9月の税制改正で、公的年金等の所得区分は「雑所得」に改められ、公的年金等の給付合計額から「公的年金等控除額」を控除した残額を所得とするよう改められている。この税制改正前までは、公的年金や適格退職年金等の給付は給与等とみなされ、本来の給与収入と合算した上で「給与所得控除額」を控除する「給与所得」であった。これは、公的年金等の所得は、もともと雑所得扱いであったが、年金等は賃金の後払いであるという理解の下に、昭和32年に給与所得とみなす（いわゆる「みなし給与」規定）旨の改正が行われた結果であった。

このような公的年金課税方式の整備合理化について、この年の税制調査会の「税制の抜本の見直しについての答申」には、「給与所得控除は、勤務関係を前提とし勤務に伴う経費を概算的に控除するとともに給与所得と他の所得との負担の調整を図る趣旨から設けられたものであり必ずしもこのような事情が認められない公的年金について、給与所得控除を適用することは合理的ではない。」と記述されてる。つまり、公的年金等は勤務関係を前提としたものではなく、また、賃金の後払いとみなすこともできない、ということである。

(注11) これは、民法689条以下に定められる「終身定期金契約」を意味すると考えられるが、わが国では稀にしか行われることがない（我妻栄『債権各論 中Ⅱ』861頁（勁草書房））。

(注12) 民法第 896 条

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属したいっさいの権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

(注13) 死亡保険金請求権は、保険金受取人が自己の固有の権利として取得するのであって、保険

契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産を構成するものではないというべきであり（最高裁昭和36年(オ)第1028号同40年2月2日第三小法廷判決・民集19巻1号1頁参照）、また、死亡保険金請求権は、被保険者の死亡時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価の関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないのであって、死亡保険金請求権が実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることもできない（最判平成14・11・5民集56巻8号2069頁）。」

(注14) 民事契約上の効果として年金を支払うということは、一方の当事者（またはその者から利益の享受をうけるべく指定されている者）に年金についての権利（債権）が生じていることを意味し、この年金を受け取り得べき者の有する権利が「年金権」である。

この場合、「年金」とは、定期的、継続的に支払われる金員であり、「年金権」は、定期的、継続的に支払いを受けうるということについての権利（債権）とある一定期間に対して支払いを受けうるということについての権利（債権）との2つで形成されており、前者はそれが年金開始期日以後、年金支払期間にわたって年金を受けうるという意味で、これを年金「基本権」といい、後者は、それがある一定期間ごとに回帰的にその期間に対する年金を受けうる権利であり、しかも基本権から派生（支分）した権利であるという意味で、これを年金「支分権」という。

支分権は基本権から派生する年金権であるから基本権が発生していなければ支分権は発生せず、また、基本権が消滅した後は支分権は発生しない。しかし一旦発生した支分権は、その支分権期間中に基本権が消滅しても、その支分権期間中は存続する。（新生命保険実務講座刊行会編「新生命保険実務講座 第6巻（法律）」154-157頁（有斐閣））

(注15) 新生命保険実務講座刊行会編『新生命保険実務講座 第6巻（法律）』58-59頁（有斐閣）

(注16) わが国は、明治38年に相続税を採用して以来、遺産税方式の体系をとってきたが、昭和25年のシャウブ税制により「本来の遺産取得税方式」が採用された。しかし、累進課税を回避するために仮装分割等が行われるという弊害が多発したため、昭和33年に現行の「法定相続分課税方式による遺産取得税方式」に改正され、現在に至っている。

(注17) 泉美之松著『税についての基礎知識（改訂版）』（昭和46年10月15日）121頁、植松守雄編著『注解所得税法（四訂版）』（平成17年1月11日）135頁、武田昌輔監修『DHCコンメンタール所得税法』469頁等は、いずれも物的非課税の説明の中で同趣旨の記述を行っている。

(注18) 山下友信他『保険法』266頁（有斐閣）、山下孝之『生命保険の財産的側面』51頁他（商事法務）、塩崎勤・山下丈編『新・裁判実務大系 保険関係訴訟法』314頁（青林書院）他、いずれも金銭債権であるとしている。

(注19) 前野悦夫「死亡保険金と同時に支払われた第1回目の特約遺族年金は、相続により取得するものに該当しないことから非課税所得ではないとした事例」（税務弘報2006.11）

(注20) 佐藤英明・岡村忠生他3名「租税法演習ノート」131頁（弘文堂）

（了）

（なお、本稿については、この後加筆訂正が行われ、税経通信2008年03月号に「被保険者の死亡に基因して支払われる生命保険金で年金払いされるものの課税関係について」として掲載された。）

(別紙1)

年金払特約に関する現行の税務上の取扱い

(1) 保険金受取人が保険契約者（保険料負担者）である場合

(イ) 保険契約者が保険金支払事由発生日前あるいは保険期間満了日前に年金払特約を締結したとき

① 保険金支払事由発生日又は保険期間満了日の属する年の課税は不要。

② 年金を受け取るときは雑所得となる。雑所得の金額は次のとおり。

$$\text{年金年額等} - \text{一年年金年額} \times \frac{\text{既払込正味保険料総額}}{\text{年金の支払総額又はその見込額}}$$

(ロ) 保険契約者が保険金支払事由発生日以後保険金請求日以前あるいは保険期間満了日に年金払特約を締結したとき

① 受取保険金等はその年の一時所得の対象となり課税される。

② 年金を受け取るときは雑所得として課税されるが、雑所得の金額を算出する際の必要経費の計算は既払込正味保険総額ではなく、受取保険金等（年金基金充当額）をもとに行う。

$$\text{年金年額等} - \text{一年年金年額} \times \frac{\text{受取保険金等（年金基金充当額）}}{\text{年金の支払総額又はその見込額}}$$

(2) 保険金受取人が保険契約者（保険料負担者）以外の者である場合

(イ) 保険契約者が保険金支払事由発生日前に年金払特約を締結している場合で、保険金受取人がその特約を変更しないとき

① 相続税法第24条（定期金に関する権利の評価）により評価した価額に対して相続税又は贈与税が課税される。

② 年金受け取り時は(1)の(イ)②と同様。

(ロ) 保険金受取人が保険金支払事由発生日以後に年金払特約を締結するとき

① 受取保険金額に対して相続税又は贈与税が課税される。

② 年金受け取り時は(1)の(ロ)②と同様。

一生涯のパートナー

第一生命

▶ サイトマップ ▶ 個人情報の取扱いについて ▶ お問い合わせ・窓口 (ATM)

生涯設計 それぞれの生き方に、
いつもベストな答え方

個人のお客さま

法人のお客さま

第一生命について

個人のお客さま

ご契約者サービス・手続き

商品ラインアップ

コンサルティング

お役立ち情報

ホーム > 商品ラインアップ > 保険商品 > 特約 > 保険金等の年金払特約

文字サイズ **普通** 大きい

商品ラインアップ

生涯設計について

保険商品

保険見直しプラン

とくとく割引サービス

資料請求

保険のお見積もり

投資信託

クイックメニュー

資料請求

保険のお見積もり

新「堂堂人生」、「医療の王道」、「未来きつぷ」をわかりやすく動画で紹介

お問い合わせ

資料請求・お見積もり
専用ダイヤル

東京コミュニケーションデスク
☎ 0120-001-008
受付時間：10:00～18:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

保険商品 保険金等の年金払特約

保険金等の年金払特約

一時金にかえて年金で受け取れる特約

万一の場合の死亡保険金などを、一時金にかえて年金でお受取りいただけます。

[▶ 特約付加一覧表](#)

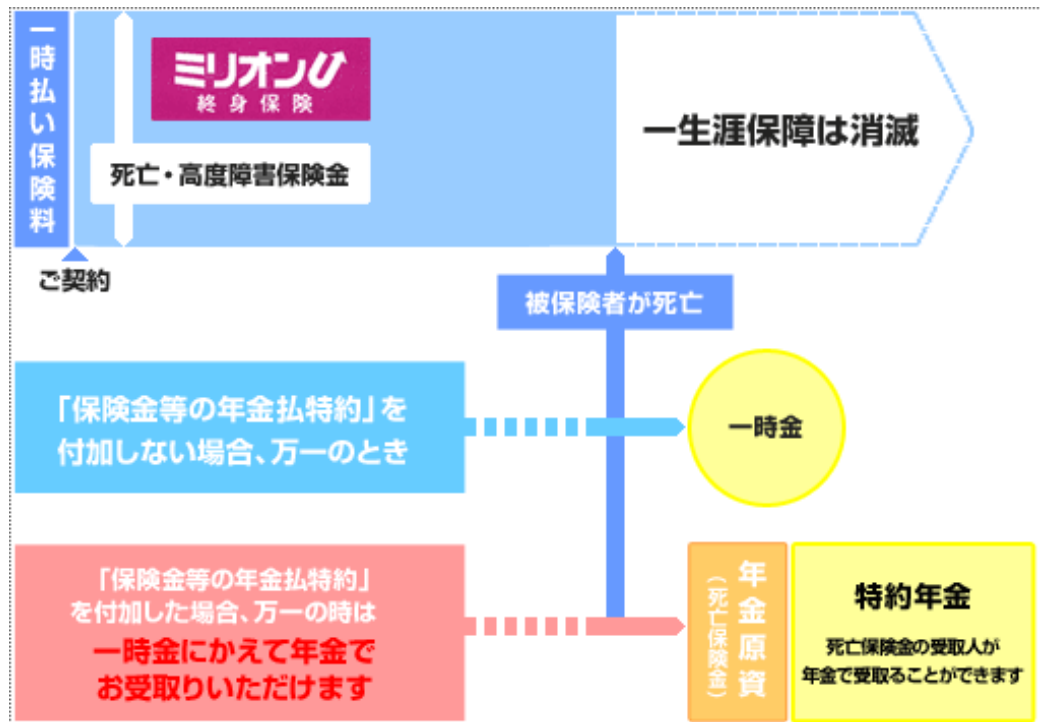
「保険金等の年金払特約」を主契約に付加することにより、

ポイント 1 万一の場合の死亡保険金などを、
一時金にかえて特約年金としてお受取りいただけます。

ポイント 2 ご遺族が特約年金でお受取りになる場合は、
受取る年金の受給権の評価額が相続税の対象となります。(相続税法第24条)

(ご注意) 税務の取扱いについては平成18年4月現在の法令・通達等に基づいたものであり、税制改正等により今後変更になる可能性があります。詳細については、顧問税理士や所轄の税務署等にご確認いただきますようお願いいたします。

仕組図



■ 保険金等の年金払特約

この特約は、ミリオンU（5年ごと利差配当付終身保険・一時払）またはニュー・一時払養老（一時払養老保険（H11））に付加できます。

特約保険料は必要ありません。

特約年金の支払回数（5回、10回、15回、20回、25回、30回、35回、または40回いずれか）は、この特約のお申込時に選択いただきます。

特約年金の支払事由発生前であれば支払回数の変更は可能です。

第1回の特約年金支払日は、死亡・高度障害保険金の支払事由が発生した日となります。

第2回以後の特約年金支払日は第1回の特約年金支払日の年単位の応当日となります。

特約年金額が特約年金受取人一人あたり30万円に満たない場合は、当該受取人については年金ではなく一時金としてお支払します。

特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することもできます。

ニュー・一時払養老の満期保険金は、年金払の対象とはなりません。

■ 選択できる特約年金の支払回数

年金の支払回数

5回

10回

15回

20回

25回

30回


35回

40回

特約年金の支払回数は5回、10回、15回、20回、25回、30回、35回、または40回の中からお選びいただけます。

この資料は、商品（特約）の概要を説明したものです。

「保険金等の年金払特約」は主契約に付加してご契約いただきますので、単独でご加入いただくことはできません。ご検討にあたっては専用のパンフレットおよび「保障設計書（契約概要）」など会社所定の資料を必ずご覧ください。また、ご契約の際には「重要事項説明書（注意喚起情報）」、「ご契約のしおり - 定款・約款」を必ずご覧ください。


 [ご検討に際してご留意いただきたい点 \(PDF形式\)](#)

(登) C17H1845 (H18.3.28)

資料請求・保険のお見積もり・お問い合わせ

 [資料請求](#)

 [保険のお見積もり](#)

資料請求・お見積もり専用ダイヤル  0120-001-008

[不](#) ページの先頭へ

[▶ 勧誘方針](#) [▶ 個人情報保護方針](#) [▶ 本人確認について](#) [▶ 免責事項](#) [▶ 推奨環境](#)

Copyright © 2007 THE DAI-ICHI MUTUAL LIFE INSURANCE COMPANY. ALL RIGHTS RESERVED.